

半田市景観アドバイザー設置要綱

(設 置)

第1条 半田市ふるさと景観条例(平成22年半田市条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、すぐれた景観の形成を図るため、半田市景観アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

(庶 務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 建築物、工作物、広告物及び造園・緑化の景観に調和したデザインの相談に関すること。
- (2) 景観法(平成16年法律第105号)第16条第1項及び第2項並びに条例第11条の規定に基づく行為等の届け出に関する助言及び指導に関すること。
- (3) その他すぐれた景観の形成のための相談に関すること。

(委 嘱)

第3条 アドバイザーは、デザイン等景観の形成に関する専門知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(定数及び任期)

第4条 アドバイザーの定員は、若干名とする。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日に属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(勤 務)

第5条 アドバイザーの勤務日は、市長が別に定める。

(報 償)

第6条 アドバイザーには、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

(庶 務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。